

江東区立第五砂町小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係となる児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、弁護士、民生委員、保護者代表】による「第五砂町小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

【第五砂町小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間3回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 「学校サポートチーム」を活用し、学校内だけで対応せず、学校外の関係機関と連携していじめの未然防止、早期解決につなげる。
- (6) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感・満足感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・各種調査結果をもとに児童の実態を把握し、学習内容に応じて、個別指導（補充・発展）の充実を図る。
- ・授業観察やペア研修を定期的実施し、継続的な授業改善に努める。
- ・「こうとう学びスタンダード」を基本とし、学習規律を徹底し、学校全体を落ち着いた学習環境に整える。
- ・校内研究・校内研修を通し、児童が課題に対して意欲的に取り組み、思考力・判断力・表現力が身に付く授業を工夫する。
- ・教員が都・区主催の各種研修会に計画的に参加し授業力向上に努めるとともに、校内に還元し学校全体の教育力の向上を図る。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- ・ふれあい月間中の道徳の時間には、「いじめ」や「他とのかかわり」に関するDVDや資料を活用した授業を行う。
- ・全校朝会及び集会等で、「いじめ問題」「人権を守る大切さ」について話す。
- ・各教科・領域において、一人一人の個性に気付き、お互いを認める授業の工夫をする。
- ・同僚授業地区公開講座において、学校の取組を発信し、いじめ防止に地域と連携して取り組むようにする。

- (3) 体験活動の充実……他者とのかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（異学年交流活動等）を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- ・全児童を縦割りにした「異学年交流」を行い、学級・学年の枠を越えてかかわる機会をつくる。
- ・仲よし学級や隣接の幼稚園とのかかわりを生かし、学習・行事を通して交流を深める。
- ・異学年が混在する登校班で毎日登校し、年間2回かかわりを深める登校班会議を行う。
- ・学習活動では、グループ学習やペア学習等、他者とかかわり、学び合う活動を効果的に取り入れる。
- ・外部人材を活用した授業を積極的にを行い、体験活動を通して他者とかかわるよさを味わわせる。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・学級会で一人一人が発言する機会を設け、互いに認め合い、尊重し合う集団をつくる。
- ・係活動や日直、当番活動（給食・清掃）を通し、役割を果たす充実感を味わわせる。
- ・振り返り活動を重視し、帰りの会では、その日のよかった出来事を発表し合う。
- ・児童が学級の中で所属意識をもてるように、児童一人一人の発言や反応が認められる学級経営を行う。
- ・行事以外でも学年活動（学年集会等）を取り入れ、学年の一体感を醸成する。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・外部機関と連携し、セーフティ教室で「ケータイ&ネットの安全教室」を行い、情報モラル教育を推進する。
- ・道徳の時間に、「迷惑メールやラインのトラブル」、日々の指導や安全指導、学級活動の時間に「クロームブックの使い方」について指導する。
- ・各学年の当初の情報教育の時間に、「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引き」を用い指導する。
- ・代表委員会が中心となり、SNSの不適切な使用がいじめにつながらないように、児童自らが自分の問題として五砂小 SNS ルールを見直すように指導する。

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

- ・朝会等における校長講話を年間1回以上実施する。
- ・5、6年生を対象にDVDを活用した授業を年間1回実施するとともに、長期休業前の朝会等において生活指導主任による講話を年間3回実施する。

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法等、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・「いじめ防止委員会」が中心となり、「ふれあい月間」前に校内研修を実施する。
- ・研修会では、有効な資料の提示や校外研修での報告等を行い、教職員の「いじめ問題」に対する児童観察力や対応力を向上させる。

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期発見するために、年間3回児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- ・年間3回の「ふれあい月間」で、全校児童対象に友達アンケート調査を実施し、気になる児童や訴えに対し、個別相談や指導を行い、早期発見・早期解決を図る。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・「ふれあい月間」期間に教育相談週間を設け、児童が不安や悩みごとを話せるように全児童と担任が面接を実施する。
- ・5年生は、全児童がスクールカウンセラーとの面接を行う。

- (3) 個人面談、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・保護者は、オンライン欠席連絡帳、連絡帳にて欠席や体の調子、気になる事を連絡してもらい、教員が返事を返すことで、連携を深め早期発見・早期解決を図る。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに第五砂町小学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、第五砂町小学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消(※)を目指す。
- (※) ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月を目安)。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 法に規定されている「重大事態」の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)

- ② いじめにより児童が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、(児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき、その他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ重大事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者による「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた必要な措置をとる。